

室蘭市子育て・若年者世代転入者マイホーム購入助成金交付要綱

平成29年 4月 1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、室蘭市内への定住促進を図るため、自らが居住するために市内において住宅を購入した子育て・若年者世代の転入者に対し、その住宅購入にかかる費用の一部を助成することに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 対象住宅は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に室蘭市内に購入した次の各号のいずれかに定める住宅とし、土地の購入費用、消費税等を除いた住宅購入金額が100万円以上である住宅とする。ただし、新築住宅における購入とは、第5条に定める事前受付が受理された日から6箇月以内に完了したものをいう。

- (1) 新築住宅
- (2) 新築建売住宅
- (3) 中古住宅
- (4) 分譲マンション

2 前項各号に定める対象住宅のうち、次の各号に定める住宅は助成金の交付対象外とする。

- (1) 相続又は贈与により取得した住宅
- (2) 三親等以内の者から購入した住宅
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅。ただし、耐震診断・改修を行い、耐震性が確保されていることが証明できるものについては、この限りでない。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自己の居住のために室蘭市内に対象住宅を購入し、かつ、対象住宅の所在地に住民登録をした者であって、本人又は配偶者のいずれかが、転入日の前日から起算して前3年の間に室蘭市に住民登録がない者
- (2) 対象住宅の所在地に住民登録した時点で、同一世帯に対象住宅に同居する18歳以下の子を持つ者又は夫婦ともに40歳未満の若年者世代夫婦
- (3) 購入した対象住宅の所有権を2分の1以上持つ者
- (4) 購入した対象住宅に5年以上定住する者
- (5) 市税等の滞納をしていない者

- (6) 本人及び同一世帯に対象住宅に同居する者が、暴力団の不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でない者

(助成金の額)

第4条 対象住宅の購入に係る助成金の額は次の表に掲げる区分に応じた助成金の額とする。

	区分	助成金の額
基本額	対象住宅の購入	80万円
加算額	市内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、室蘭市内に本店を有するものをいう。）により建築された新築住宅	20万円

- 2 市長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対して予算の範囲内において、助成金を交付することができる。

(助成金の事前受付)

第5条 申請者は、当該助成金に係る室蘭市子育て・若年者世代転入者マイホーム購入助成金事前受付書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 現在居住している市町村より交付された住民基本台帳法（昭和24年法律第81号）に基づく世帯全員の住民票（個人番号の記載のないもの。）
 - (2) 土地の購入費用、消費税等を除いた対象住宅の金額が確認できる見積書等の写し
 - (3) 新築住宅の建築を市内業者が行う場合、室蘭市内に本店があることが確認できる書類
 - (4) 代理人が手続きを行う場合は委任状
 - (5) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの
- 2 助成金の事前受付は、原則として新築住宅は着工前、新築住宅以外は売買契約前に行わなければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 申請者は、事前受付が受理された日から6箇月以内に室蘭市子育て・若年者世

代転入者マイホーム購入助成金交付申請書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 室蘭市子育て・若年者世代転入者マイホーム購入助成金誓約書兼同意書（様式第3号）
 - (2) 建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - (3) 土地の購入費用、消費税等を除いた対象住宅の金額が確認できるもの（様式第4号）
 - (4) 対象住宅の支払いが確認できる領収書等の写し
 - (5) 購入した対象住宅の全部事項証明書
 - (6) 購入した対象住宅の外観写真
 - (7) 助成金振込口座の預金通帳の写し
 - (8) 昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅の場合、耐震性が確保されていることが証明できるもの
 - (9) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定による交付申請について、次のいずれかに該当する場合にあっては、事前受付が受理された日から6箇月を超えて交付申請をすることができる。
- (1) 室蘭市空家活用促進助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受け、住宅のリフォーム工事を行う場合
 - (2) その他市長が特別な理由があると認めた場合
- 3 助成金の事前受付は、1つの住宅の登記に対し、1回限りとする。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の助成金の交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定するとともに、室蘭市子育て・若年者世代転入者マイホーム購入助成金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（助成金の交付時期）

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定をしたときは、すみやかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消し、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 助成金の交付の決定日から5年以内に対象住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき。

- (2) 助成金の交付の決定日から5年以内に対象住宅から申請者の世帯の構成員全員（交付申請時の構成員に限る。）が転居したとき。
 - (3) 虚偽の申請又はその他不正行為により助成金を受給したとき。
- 2 前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずる場合において、交付の決定を取消し、又は返還を命ずる助成金の額は、交付の決定の日から同項各号に該当することとなった日までの次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1年以内 助成金の全額
 - (2) 1年を超え2年以内 助成金の100分の80に相当する額
 - (3) 2年を超え3年以内 助成金の100分の60に相当する額
 - (4) 3年を超え4年以内 助成金の100分の40に相当する額
 - (5) 4年を超え5年以内 助成金の100分の20に相当する額

(書類の整備、保存)

第10条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、当該助成金に関する書類を整備し、これを助成金の交付が完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査等への協力)

第11条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、本事業に係る助成金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。